臨床研修医募集定員の決定方法について

【平成27年度に研修を開始する研修医から適用】

□ 厚労省による制度見直しの概要

260610

【制度の骨格】

・都市部の定員を引き続き削減

平成26年度から研修を開始する研修医の大阪府内病院の募集定員合計:657人

- ⇒ 平成27年度から研修を開始する研修医の大阪府内病院の募集定員上限:642人《▲15人》
- 都道府県調整枠を設定

厚労省が設定する『大阪府の仮上限で按分した募集定員(533人)』と 『大阪府の上限数(642人)』との差分(109人)は、大阪府による調整が可能に ※ただし、実質的には大阪府全体の募集定員は削減《▲15人》

【激変緩和措置・加算等】

- <u>・厚労省激変緩和措置を廃止</u> 各病院のマッチ保証を廃止
- <u>・大学病院の医師派遣加算を拡大</u> 大学病院の医師派遣の実績をより考慮し、加算最大値を**10**人から**13**人に
- ・小児科・産科プログラム特例加算を継続募集定員20人以上の研修病院は、小児科・産科のプログラム(各2人以上)を必置 マッチ率が半分程度の状況はあるものの、小児科・産科医師確保に一定の効果が期待され、 廃止は時期尚早と判断

□ 大阪府の募集定員設定方法の見直し

【見直しの考え方】

・厚労省による募集定員設定方法に準拠しつつ、

研修機能等による募集定員の配分調整の要素も加味する

- ・各病院の研修環境に激変が生じないように配慮する
- ・大阪府の課題でもある小児科・産科医師の育成・確保に引き続き配慮する

【募集定員設定方法】

1大阪府ベース値

次の方法で各病院の定員を設定

- ・厚労省の募集定員設定方法に準拠 各病院の希望できる定員の上限×大阪府の上限数/各病院の希望できる定員の合計
- ・大阪府激変緩和措置:前年度の募集定員からの増減は±1人以内
- ・小児科・産科プログラム特例加算(4人)
 - : 前年度に小児科・産科プログラム特例加算を受けている病院は、当該加算を継続する。

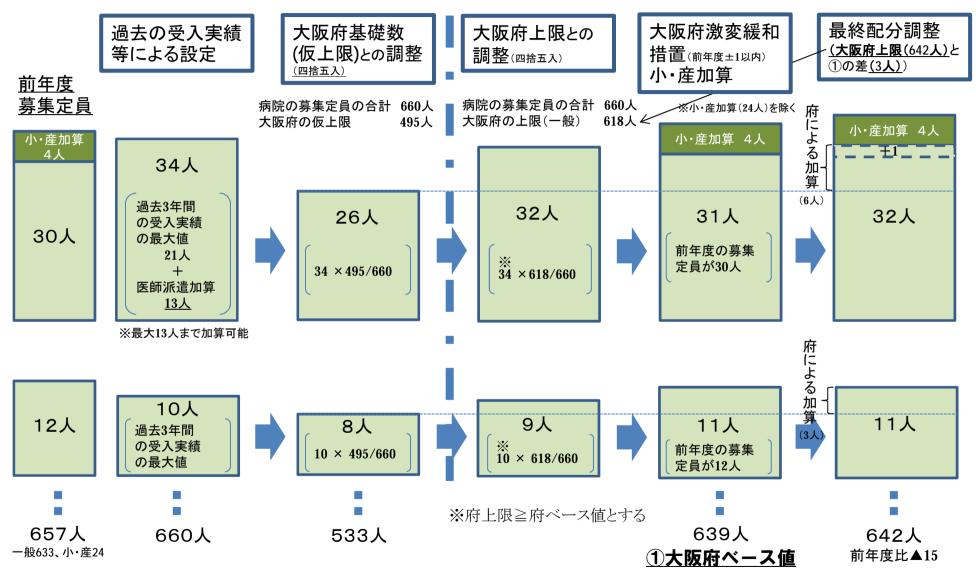
2最終配分調整

<u>『①大阪府ベース値の府内病院合計』と『大阪府の上限』の差は、</u>

大阪府医療対策協議会において協議を行い配分先を調整

・マッチング実績、指導体制、研修環境などを評価

各研修病院の募集定員設定方法



【大阪府激変緩和措置】前年度募集定員からの増減は±1人以内とする。

【小児科・産科プログラム特例加算】: 前年度に当該加算を受けている病院のプログラムを継続

【最終配分調整】①大阪府ベース値と大阪府上限の差を調整する。

⇒調整方法:大阪府医療対策協議会における協議(マッチング実績・指導体制・研修環境などを評価)をふまえ、調整を実施。

□ 今後のスケジュール

- 5/8 大阪府による『臨床研修医募集定員の決定方法に関する説明会』
- 5/30 厚労省 ⇒ 平成27年度研修 募集定員の情報提供(都道府県・各臨床研修病院)
- 6/2 大阪府 ⇒ 各病院へ募集定員(大阪府ベース値)の情報提供 増減員希望の有無・臨床研修プログラム等調査票の回答を依頼
- 6/30 大阪府医療対策協議会 ・最終配分調整
- 7月上旬 大阪府 ⇒ 増減員を希望した病院へ定員調整結果の通知 大阪府 ⇒ 厚労省へ調整後の各病院定員の通知
- 7月末 厚労省 ⇒ 平成27年度研修 募集定員の決定通知(都道府県・各臨床研修病院)